

写

熊労発基0705第2号
令和5年7月5日

熊本地方最低賃金審議会
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長
新田 峰雄

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記の産業別最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第15条第2項の規定により、その必要性について、貴会の意見を求める。

記

- 1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）
申出年月日 令和5年6月27日
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 熊本地方協議会
議長 小材 和博
- 2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）
申出年月日 令和5年6月26日
申出代表者 自動車総連 熊本地方協議会
議長 松村 勲
- 3 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第2号）
申出年月日 令和5年6月26日
申出代表者 U A ゼンセン熊本県支部
支部長 西 広継